

Title	古事記と日本書紀
Sub Title	
Author	橋本, 増吉 (Hashimoto, Masukichi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1940
Jtitle	史学 Vol.19, No.1 (1940. 8) ,p.85- 104
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19400800-0085

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古事記と日本書紀

橋 本 増 吉

古事記と日本書紀とが、共に我が國最古の文獻として、眞に貴重なることは、改めていふまでもないところで、今更問題とすべきものではあるまいと思はれる。けれども、世にはこの兩者の性質についてとかくの議論が行はれ、甚しきはその抹殺説すらも現はれたのであつた。

まづ、古事記について見れば、本居宣長大人が古事記傳を著はし、「世の人が皆書紀をのみ尊み用ひて、古事記はその名をだに知らぬもの多き」を遺憾とし、大いに古事記のために辯せられしより、漸くその眞價世に認められ、最も貴重なる古文獻として、千鈞の重きをなしたことは、周知の通りであるが、而も、その後もこの記に對して、とかくの疑念を懷くものが、一掃された譯ではなく、これを以て後世の偽書となす議論も、また今に至るまで絶えないのである。

けれども、沼田順義・川北朝弘などの所謂神道家によりて唱道せられ、春原信直・小野高潔等を経て中澤見明・筏勳等の諸氏に及んだ古事記偽書説は、安藤正次・木村春太郎・倉野憲司等諸氏の論駁によりて、殆ど全く撃破せられたかのやうであるから、今また更に多言を費すの要もないのである。⁽¹⁾ たゞ、何故にまた如何にしてこれが撰ばれたかといふ點については、なほ議論の餘地が存するやうであり、而も、近時更にこれに對する疑問を口にするものあるを、耳にしたのであるから、敢てこゝに卑見の一端を述べて、それ等の駁論を補足したいのである。

二

元來、古事記の撰録に對する疑問の主なるものは、古事記序によると、太安萬侶が和銅四年九月十八日に、稗田阿禮誦む所の、勅語の舊辭を、撰録して、獻上すべき勅詔を賜はり、謹でその詔旨に隨ひ、翌五年正月二十八日に、その撰録せる三卷をば、謹で獻上したと、明記しあるにも拘はらず、續日本紀の元明天皇和銅四年、五年の條には、何等これについての記事を見ず、またもし元明天皇の和銅五年に勅詔により古事記が撰録せられたとすれば、何故に更に九年目の元正天皇養老四年五月に、日本紀の撰修が完成され、而も、その日本紀には何故に古事記を多く採録しなかつたかといふ三點である。中にも續日本紀に全くその記事を見ないことは、實にそれ等の疑念の根元をなすものであらう。蓋し、第二第

三以下の諸疑問は、全くこの根本事實に基いて、誘導せられしものに過ぎないからである。

試みに古事記の内容を見るに、その最も力を盡せる部分は、神代の卷である。中卷下卷は比較的簡略で、殊に下卷は最も簡單なる記事となつて居り、仁賢天皇より推古天皇に至るまで、十代に亙る最後の部分などは、僅に御在位年數と御陵の名稱だけを記し、或は單に御子・比賣命の系譜に過ぎないもので何故に武烈の尊號が諡られたか、或は推古の尊號が何を意味するかすらも、全然これを知ることが出来ないのである。ただ、繼體天皇の條に、「竺紫君石井、不從天皇之命而、多无禮、故遣物部荒甲之大連、大伴金村連二人而、殺石井也」とあるのが、その間に見る、唯一の史實に關する記事である。

なほ、その他の部分について見るも、仁徳天皇記には、石之日賣命の件と、秦人を役して茨田堤・茨田三宅・丸邇池・依綱池を作り、難波の堀江・小橋江を堀り、墨江の津を定め、三年人民の課役を除き國中に烟の滿てるを見て、悦び給ひしとの記事を見るだけである。履仲・反正・允恭・安康の諸天皇について、主として皇位繼承の事情を記せるのみであり、雄略・清寧・顯宗の諸天皇の場合も亦ほゞそれと同一趣旨の記事を見るのみである。神武天皇より應神天皇まで十五代に亙る中卷の記事も、神武天皇御東征の記事に始まりて、崇神天皇の條に、美和山傳説と、高志に大昆古命、東方十二道にその子建沼河別命、但波國に日子坐王を遣して、まつろはぬ人々をことむけさせたまひ、更に建波邇安王を討平し、天下太平人民富榮、ために「初國知らし、御眞木天皇」とたゞへられたまひしことを述べ、ついで

垂仁天皇を経て、景行天皇に至り、小碓命の西方熊曾建及び東方十二道の御征討が記され、成務天皇を経て、仲哀天皇に至り、神功皇后の新羅・百濟御征討となり、應神天皇記に入りて、新羅人・百濟人の來朝、百濟國主照古王より阿知吉師・和邇吉師の貢上、論語・千字文の貢進、手人韓鍛名卓素・吳服西素二人の貢上、秦造之祖・漢直之祖・釀酒人名仁番の來朝などの記事を見るのである。その他は、凡べて皇統皇位の繼承と直接間接に相關聯せる記事なること、下巻と同様のものである。

三

されば、古事記は本來上は神代より下は推古天皇に至るまで、皇統の御由來を傳ふることを、その根本趣旨とするもので、それ等の各時代の史實は、特に二三著しきものの外、一切これを省略に附してゐる。而も、その記事は神代に最も詳しく、中巻これに次ぎ、下巻が最も粗である。即ち最も多くの史料を有し、最も詳細の記事を作り得べき、また事實上日本紀に於て最も多くの記載を有する近世の部分が最も簡略で、最も異説異傳多かるべき、また事實上紀に多くの異説を収録せる神代の部分が、最も詳細であるばかりでなく、紀の神代卷より遙かによく整理せられてゐるのである。

かくの如く、その内容より見て、古事記と日本紀とは全くその撰修の趣旨目的を異にするのであるから、随つて、元來古事記を以て日本紀の代用たらしむる如きは、全く不可能なることで、古事記が撰録

せられてから僅に九年後に、何故に更に書紀が撰修せられたかといふ疑問の如きは、本來問題とするにも足りないことである。更にその日本紀には何故に古事記より多くを採録しなかつたかといふ疑問の如きも、兩者の内容を比較すれば、直に氷解すべきことであらう。何となれば、日本紀は古事記の本文と同様でないだけで、決して古事記を参照しなかつたとはいはれない程、古事記の本文と同様或は類似の記事を包有してゐるからである。その多くを採録すると否とは、撰者の主觀に關すること、この場合特に問題とすべき事柄ではあるまいと考へる。また紀の本文に記の本文と異なる點多きことも、全くその兩者撰修の趣旨目的の相違に基くもので、既に本居宣長の古事記傳や平田篤胤の古史徵などにも述べてゐる通りに、古事記はなるべく古傳説や古語をそのままに保存せんと努めし點に、特色を有し、日本書紀は漢文漢語の潤色多く、支那思想の影響が著しい點に於て、特色を有するのである。

四

近時、或は「日本紀は從來の舊記が概ね漢文であつたのを、忠實に踏襲したのであるから、過去の舊記に近いのである。然るに、古事記は過去の舊記に整理を加へたのみならず、その漢文を國語に翻譯したのであるから、過去の舊記には遠いのである。故に、日本紀よりも古事記の方が素朴であると思ふのは誤りであつて、むしろ古事記よりも日本紀の方が素朴である。古事記は日本紀よりも整理せられて居る

から、大に參考すべきであるが、しかし日本紀の方が素材であるから、まづ日本紀を資料として、古事記を參考とすべきものである」との説をなすものがあり、⁽²⁾また大にこの所説に共鳴するものも存するのである。⁽³⁾

けれども、これは記紀の本質に徹せざるための誤解であらうと考へる。何となれば、この所説は、元來記紀撰修當時に於ける史料が悉く漢文であつたと認めなければ、成立しないものであらうが、それは決して正しい考へとは思はれないからである。

蓋し、我が國の言葉は支那の言葉と著しくその性質を異にしてゐるのであるから、我が言語を寫すのに、支那の言葉を寫すための漢文を以てすることは、全く不可能のことである。さればこそ、我國では恰も朝鮮に吏道が發達せしと同じく、漢字の音を假れる假字を利用して、我が國語を寫す方法が早く發達し、既に奈良朝以前から行はれてゐたものゝやうである。それは古事記・日本紀に採録せられた歌が、凡べてこの假字の使用によりて、表現せられてゐる事實からも、推認され得るのである。

然るに、古事記の内容を見ると、その文體は頗る複雑なもので、その大部分は一種の日本式漢文體とも稱すべきものから成立つてゐるが、その間に純粹の漢文體の部分もあり、或は所謂祝詞宣命體の部分もあり、また歌謠の類は全部假字を以て記されてゐる。これは我が古代に於て、かくの如き種々の文體が實際に併用せられてゐた事實を明示するもので、決して漢文のみが當時の文體であつたとはいへない

のである。してみると、「日本紀は從來の舊記が概ね漢文であつたのを、忠實に踏襲したのであるから、過去の舊記に近い」が、「古事記は過去の舊記に整理を加へ」、「その漢文を國語に翻譯したのであるから、過去の舊記に遠い」となすが如きは、自己の獨斷に基き、新説を立つるに急にして、古事記の内容を無視した暴論である。

これに反して、日本紀の内容は歌謠の部分だけを除けば、大凡純粹の漢文體に統一整理されて居り、中には淮南子や三五歷記・禮記などの文句をそのままに使用せし部分もあり、或は隋の文帝の詔文を殆どそのまま、雄略天皇の御遺詔として流用せるが如き類も、存するといふ有様なのである。これを以て「從來の史實を忠實に踏襲したもの」となし、「古事記よりも日本紀の方が素朴である」となすが如きは、これまた全く日本紀の内容を無視した、空論たるに過ぎないのである。

五

然らば、記紀の兩書は何故に、また如何なる事情の下に、撰修されたものであらうか。元來、日本民族が大陸諸國に對し、對等の國家としてその自覺と誇りとを明白に表現したのは、推古天皇以來のことであり、隨つて、日本書紀卷廿二推古天皇廿八年の條に、「是歲、皇太子・嶋大臣共議之、錄天皇記及國記・臣・連・伴造・國造・百八十部並公民等本記」とあるのが、記録上我が國に於ける歴史撰修の初

見となつてゐる。恐らく支那の正史の本紀・世家・列傳の體に倣つたものであらうが、とにかくもその事實は當時に於ける日本精神高揚の表象として認むべきものであらう。而も、それ等の史書は皇極天皇四年六月に、中大兄皇子等が蘇我氏を誅滅せし際に、一部失はれしものの如く、日本書紀には、「六月己酉、蘇我臣蝦蟇等臨誅、悉燒天皇記・國記・珍寶」と見えてゐる。けれども、「船史惠尺疾取所燒國記、而奉獻中大兄」とも見え、當時その諸記録の全部が燬滅した譯ではあるまいと思はれる。

されば、天智天皇の唐化主義的政策に修正を加へ、日本主義的文化の建設に邁進したまひし天武天皇が、聖德太子の志を繼ぎて、更に國史の撰修を初めたまひしことは、當然な譯で、日本書紀卷廿九、天武天皇十年三月丙戌（十七日）の條に、

天皇御于大極殿、以詔川嶋皇子・忍壁皇子・廣瀨王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連子首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大嶋・大山下平群臣子首、令記定帝紀及上古諸事、大嶋・子首親執筆以錄焉、

と見えてゐる。古事記序に太安萬侶が、天武天皇について、

智海浩瀚、潭探上古、心鏡煒煌、明觀先代、於是、天皇詔之、朕聞、諸家之所賣、帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田名阿禮、年

是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勸心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、

と記せるもの、恐らくかの天武紀十年三月の記事と相關聯するものであらうと推せられる。随つて、紀に「令記定帝紀及上古諸事、大嶋・子首親執筆以録焉、」とあるのは、天武天皇十年三月にその記定を終つたことを意味するものではなく、たゞこの時帝紀及上古諸事を記定すべきことが命せられ、大嶋子首がその撰録の任に當ることゝなつた事實を、意味するものであらう。されば、「然運移世異、未行其事矣、」とあるのは、稗田阿禮に勅命があつて、帝皇日繼及び先代舊辭を誦習せしめたけれども「撰録帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉、」といふ其事、即ち天武紀十年三月の條に記されてゐる其事は、「運移り世異り、即ち天武天皇より持統天皇・文武天皇を経て、元明天皇に至るも、未だ行はれず、」といふ意として解すべき文章なることは、明瞭である。

六

なほ、誦習の意義をば本居宣長の古事記傳に、「令誦習とは、舊記の本をはなれて、それらに誦うかべ、其語をしばく口なれしむるをいふなり」とあるを否とし、「聰明なる阿禮に古記録の訓み難きを訓み明かならしめ給ひしもの」と解するものあるも、⁽⁴⁾それでは直ぐその前に、阿禮の人物特徴を記して、

「爲人聰明、度目誦口、拂耳勸心、」とある記事が、全く無意味となる譯で、「人となり聰明」とだけではなく、「目に度れば口に誦み、耳に拂れば心に勸す、」と特記したのは、その記憶力の卓越せしことを、意味せし語句として認められるのである。随つて、「令誦習」とはやはり幾度も反覆して、これを記憶せしめ、自由に口誦するを得せしめたことを、意味するものとして、解すべきであらうと考へる。

而も、古事記序に、「諸家之所賈、帝紀及本辭、」とあるを見れば、當時既に記録によりて傳へられし時代なりしこと明かであるから、特に記憶によりて傳ふる要なかるべしと、考ふるものも存すること、思はれる。けれども、我が國には古く語部なるものがあり、上古の事蹟を口語によりて語り繼ぎしことは、天武天皇紀十二年九月丁未の條に、「語造(中略)賜姓曰連、」とあり、元正天皇紀養老三年十一月辛酉の條に、「少初位上朝妻子手人龍麻呂賜海語連姓、」とあり、姓氏錄に、「天語連、縣犬養宿禰同祖、神魂命七世孫、天日鷲命之後也、」と見えてゐる事實によりても、推知せられ得るであらう。海語連の海は天と同音の借字であらう。なほ、出雲風土記にも語臣猪麿とあり、正倉院文書天平十一年出雲國大稅帳歴名帳にも語部君瓔等の名が見えてゐる。延喜式によると、神祇踐祚大嘗祭の條に、

凡物部、門部、語部者、左右衛門府、九月上旬、申官、預令量程參集(中略)、語部美濃八人、丹波二人、丹後二人、但馬七人、因幡三人、出雲四人、淡路二人、

とあり、同條下文に、

伴宿禰・佐伯宿禰一人、各引[○]語部十五人、(中略)、入[○]自[○]東西掖門、就[○]位奏[○]古詞、
と見え、貞觀儀式・北山抄・江次第等にも同様のことが見えてゐる。されば、大嘗祭に語部が古詞を奏
する故事は、後世長く行はれて、室町時代に至り、その後もその名残を留めしもの、如く、後小松天皇
の永徳三年の大嘗祭にも行はれ、經嗣公記には稱光天皇の應永二十二年の大嘗會にも、語部が古詞を奏
せしことを記してゐるが、後花園天皇永享二年の大嘗祭には、語部の古語明かならずして、行ふことが
出来なかつたと、康富記に見えてゐる。語部については、種々の説が見えてゐるやうであるけれども、
上古に於て古事を語り傳ふものがあつたことは、疑ひなきこと、考へる。而も、その慣習は恐らく祭祀
と關聯せしもの、如く、既に文字を有し、記録を有せし時代に入りても、なほ祭祀の儀式中にその名残
を留めたのであつた。

七

然るに、稗田阿禮なるものは、聰明にして記憶力の優れた、當時廿八歳の舍人であつたとあるのみで、
特に語部であつたといふ記事はないが、稗田が大和國の地名なることは、天武天皇紀元年の條に、「初將
軍吹負、向[○]乃樂[○]至[○]稗田[○]之日、云々」とあるによりても、知らるゝのであり、古事記傳には、「今添上郡に
稗田村あり。是なるべし」と見えてゐる。また、日本書紀弘仁私記序には、「姓稗田、名阿禮、年廿八」

の下に、「天鈿女之後也」と注記してゐる。木村氏も既に論せられてゐる通りに、その事は齋部氏家牒にも記されて居り、稗田の地名は大和國添上郡平和村の字として、今も存して居り、猿女氏の住地であつたと稱せられる。その猿女氏の子孫が平安朝頃までも、家職によりて朝廷に仕へてゐたことは、類聚三代格に收められてゐる、弘仁四年十月廿七日附の太政官符に、「應貢猿女事」なる文書が存するによりても、明かである。その住地は近江國和邇村・山城國小野郷となつてゐる。けれども、西宮記臨時一の裏書にある文には、

延喜廿年十一月十四日、昨、尙侍、令_レ奏、縫殿申、以_二稗田福貞子、請_二稗田海子死闕替、仰、得_二氏氏解、申_二省官、省官補任、云々

とあるさうであり、また、

元暦元年正月廿五日、右大臣令_レ奏、縫殿寮申、被_レ給_二官符於大和近江國氏人、令_レ差_二進猿女三人死闕替文、猿女氏高橋岑則等、早被_レ補_下任官符、勤_二御鎮魂_二猿女一人_上

とも見えるさうである。⁽⁵⁾これ等の文書によると、當時猿女氏の住所は恐らく大和國稗田郷と山城國小野郷と近江國和邇郷との三所であつたと推せられる。

要するに、天鈿女の子孫と傳へられる稗田阿禮と、關聯あるらしい猿女氏が、語部と關係あるものであつたかどうかは不明であるが、とにかく祭祀に不可欠のものであつたことは、認められるのである。

されば、稗田阿禮も元來祭祀に關與すべき身分のもので、記憶力が優秀であつたから、特にこれに命じて、帝皇の日繼及び先代の舊辭を暗誦せしめ、祭祀の際これを復誦せしむるの用となしたのではあるまいか。古事記の内容が神代の卷に最も詳しく、人代に入りては、主として帝皇の日繼を述べてゐる事もまたかくの如き事情によるものではあるまいか。

八

もし以上の推定にして認めらるゝとすれば、古事記の撰録は決して日本紀の撰修と對立するものではない譯である。随つて、また「古事記は國內に示す爲に、日本書紀は國外に示す爲に編纂された」⁽⁶⁾など、認むべきものではなく、やはり日本書記撰修の過程に於て、その編纂に資すべき準備の部分的業務の一として、なされたものと見る方が、正當であらうと考へられるのである。⁽⁷⁾蓋し、天武天皇が特に勅命によりて稗田阿禮をしてこれを誦習せしめ給ふたのも、元來帝紀即ち日本紀を撰録せしめ、⁽⁸⁾舊辭を討覈し、偽を削り實を定め、これを後葉に傳へんと欲し給ひしがために、その過程の一準備として、自ら正傳と信じ給ひし神代の卷と、帝皇の日繼とを誦習せしめたまひしものと、推考せられるのである。

然るに、その後持統・文武・元明の諸天皇の御代を重ねて、なほ未だ成らず、その間持統天皇の五年八月に、大三輪・雀部・石上等十八氏に對して其祖等の纂記を上進せしめたのも、元明天皇の和銅四年

乃至五年に、太安萬侶をして稗田阿禮が誦習せし、帝皇日繼、先代舊辭を撰録せしめたのも、和銅六年五月の條に、畿内七道の諸國をして「山川原野名號所^レ由、又古老相傳舊聞異事、載^ニ于史籍^一」とあるのも、和銅七年二月の條に、「詔^ニ從六位上紀朝臣清人・正八位下三宅臣藤麻呂、令^レ撰^ニ國史^一」と見えるのも、皆元正天皇の養老四年に於ける日本紀完成までの過程に於てなされたる諸事實を示すものであらう。殊に和銅七年に清人・藤麻呂に國史の撰修が命せられたのは、更に新人を補つて、愈々最後の完成に努力せしめられたものと認むべく、それより七年にしてその完成を見るに至つたのである。

而も、その中で古事記の撰録についてだけは、續紀にも全くその記事を見ないのは、これ蓋しその書は元來その實質上天武天皇十年の頃に、日本紀編修の一過程として、天皇の御意思により撰定せられたもので、元明天皇の御時には、太安萬侶をしてたゞ日本紀編修の參考として、これを筆録せしめたまでであるから、特にその撰定のことを記すべき要を認めなかつた爲めではあるまいか。また、天武天皇紀にもその事の記載を見ないのは、かの十年三月の條に記された、「記定帝紀及上古諸事」との勅詔の記事に包括されるためであらう。そはこれについての準備的事實が凡べて何等特記されざることによりて、これを推し得るのである。

されど、もしかくの如き事情で、古事記が撰録されたものであるとすれば、日本紀は何故に主として古事記の記録するところに據らなかつたかといふ疑問を有するものも、なほあり得べきこと、推せられる。けれども、それは全くいはれなき疑問である。何となれば、日本書紀神代卷の一書中には、古事記と同一或は類似の記事も見えるので、これを参考せし事實は、明かに認められ得るからである。

たゞ、神代卷の撰修に際しては、その傳ふところが多種多様であつた爲めに、編纂者の間に異説異論が多く、遂にこれを一種にまとめることの困難なる事情に陥つたので、窮餘の策として諸種の異説を並記する方法に、據つたものと推せられる。ために古事記の傳ふところも、亦そのままに収録されることゝならず、僅かに一書の傳へとして、その一部を採收せしに留つたものであらうと考へる。而もその結果、日本書紀の神代卷は古事記のそれに比し、寧ろ古傳を損傷して、その體をなさざるに至つたのである。

試みに、その内容について見るに、まづ開卷第一に於て、淮南子天文訓や徐整の三五歷記の文句をそのまゝに轉用し、⁽⁹⁾天地成生の事實をば、「清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、精妙之合搏易、重濁之凝場難、故天先成而地後定、然後神聖生其中焉。」と説き、また、「于時、天地之中生一物、狀如葦牙、便化爲神、號國常立尊、次國狹槌尊、次豐斟淳尊、凡三神矣、乾道獨化、所以成此純男」となし、更に埜土養尊・沙土養尊と大戸之道尊・大苦邊尊と面足尊・惶根尊と伊弉諾尊・伊弉冊尊との男

女四組八神を擧げ、この八神は「乾坤之道相參而化、所以成此男女」と解しながら、その男女神の最後に生れ給ふた諾冊二尊が、大八洲國その他の島々を生み、次に海を生み、川を生み、山を生み、木の祖、草の祖を生み、次に天上の主として日神を生み、大日靈貴と號し給ふたといひ、「此子光華明彩、照徹於六合之内、故二神喜曰、吾息雖多、未_レ有_レ若_レ此靈異之兒、不_レ宜_三久留_二此國、自當_下早送_三于天、而授以_レ天上之事」となすのである。その外形が漢文漢語の影響を受くること著しきのみならず、その内容も亦理智的色彩頗る濃厚で、我が國古來の所傳をば、後世知識人の理智によりて、外來思想文字の影響の下に整理綜合せる形迹が、卷初のたゞこれだけの部分に於てすらも、明かに認められ得るのである。

一〇

而も、理智に依頼するものは、また理智的の破綻を來す場合も、有勝ちのことである。一方に於て、既に外來の書卷思想によりて、理智的に天地の成生を述べながら、更に他方では、その天地の中に生ぜし諾冊二尊が、大八洲國を始め、海・川・山・木祖・草祖を生み、日神・月神・蛭子・素盞鳴尊及び火神を生み給ふたといふのであるが、然らば、天地の場合の地とは何を意味するのであるか。そこに外來思想と國內思想との調和を計らんとして、却つてその思想の矛盾不調和を結果した、理智の破綻が認め

られるのである。

されど、更に一層甚しき破綻は、神代上巻の本文に於ては、全然これを削除して顧みなかつた高皇産靈尊が、神代下巻の本文に於ては、最も重要な位置を有する神として記されることである。即ち葦原中國の主として降臨し給ふた皇孫天津彦彦火瓊瓊杵尊は、實に天照大神の御子正哉吾勝勝速日天忍穗耳尊と高皇産靈尊の御女栲幡千千姫との間に生れ給ひし御子である。随つて、天孫降臨の際に於ける高皇産靈尊の權威は、絶大なるものとして記されて居り、天照大神は全く表面に現はれ給はず、八十諸神の召集も、天穗日命や其子大背飯三熊之大人の派遣も、天稚彦や無名雉の追派も、經津主神・武甕槌神の特派も、凡べて高皇産靈尊の御命令によりて行はれたばかりでなく、皇孫の降臨に際しても、一切の指揮命令は高皇産靈尊によりてなされたこととなつてゐるのである。下巻本文に於ける天孫降臨の物語に於て、これ程重視せられてゐる高皇産靈神をば、何故に上巻の本文に於ては、その御名さえも全く記するところがなかつたのであらうか。眞に怪奇の念に驅られざるを得ないのであり、或はその上巻と下巻とは全く撰者を異にしてゐるのではないかとすら、疑はるゝのである。

特に畏れ多い次第ではあるが、古事記の天孫降臨の條には、天照大御神の御神勅として、「豊葦原之千秋長五百秋之水穗國者、我御子正勝吾勝勝速日天忍穗耳命之所知國」とあり、また、日子番能邇邇藝命へも、「此葦原水穗國者、汝將知國言依賜」とある、最も重大なるこの文句すら、書紀の本文には全

くこれを記することなく、たゞ一書曰の文としてこれを採録してゐるだけである。眞に驚くべき撰者の態度ではないか。

一

その他なほ書紀全編に亙りても、指摘せらるべき奇怪な點が少くないのであるけれども、今はこれ以上その内容に觸るゝことを避けたいのである。たゞこゝに一言しなければならぬことは、苟も勅命によりて舍人親王の下に、その編纂の任に當つた書紀撰者等の責任である。何となれば、これ等の事實に我が國民の短所が、遺憾なく曝露せられたるやの感なきを得ないからである。

すなはち、その一は、外來文化に對する憧憬の念餘りに強くして、時に或は自己を忘るゝに至るといふ、特に知識人間に現はるゝ短所である。その二は、事に臨んで餘りに議論多くして、一致を缺き、ために或は大事を誤るといふ短所である。日本書紀が嘗にその外形のみならず、またその内容にまでも、所謂漢様の思想を混入するところ多きことは、その短所の一である。更に我が國最初の勅命による國史として、大切なる史書編撰の大任に膺りながら、その神代の卷に於て、上卷と下卷とにより、恰もその編撰の趣旨を異にするものあるが如き、矛盾不調和を來し、而も、我が國體の基礎たるべき重大事實をすら、輕視するものゝ如き、無法にして無責任なる態度を曝露せしことは、その短所の二であらう。か

の天武天皇の勅命により、多年その記憶に留めたる稗田阿禮の傳ふる古事が、和銅四年に至り、書紀撰者の一人かと思はれる太安萬侶によりて筆録せられしことも、また日本紀編撰の際、撰者等の間に於ける意見の不一致が、或はその直接の原因動機となつたものかとも、推せられるのである。

而して、古來我が國民の痼疾かとすら思はれるこれ等の短所は、今日といへどもなほ隨時その相貌を現はして、時に大事を誤らしむるにあらざるかをすら、憂へしむるものが見えるのである。こゝに吾等は今日の時勢に於て特にその反省自重を切望せざるを得ないのである。

一一

要するに、概して日本書紀の漢様なるに比し、古事記の内容が、特に神代の卷に於て、日本固有の思想信仰言語表現を保持して居り、その傳ふところは、書紀の傳へよりも古い部分が多いやうで、恐らく推古天皇の時代、或はそれ以上に溯るものも存すべく、大にこれを重視しなければならぬことは、本居宣長大人の見解に何等修正の要を認めないのである。

けれども、特に神武天皇以後の所謂人代の卷に至つては、古事記の記するところ、多くは簡略で、時に或は書紀の記載中他に見るを得ざる貴重なる記事を見出すことも、また有り得るのである。⁽¹⁰⁾ されば、古事記と日本書紀との兩書は共に相並んで我が國體の基礎をなす、我が古代文化を闡明する上に於て、

また我が固有の思想精神を確知する上に於て、最も貴重なる文獻なることは、もとより多言を要せざるところである。(四月十九日稿了)

註

1 沼田順義の説は「級長戸風」のはしがきに見え、川北朝弘の説は「神代参考談」に見えてゐる。中澤見明氏は史學雜誌第三十五編第五號所載「古事記は偽書か」なる論文と「古事記論」なる單行本に於てその所説を詳論し、筏勳氏はその疑問を文學昭和七年三月號所載「古事記舊事本紀歌經標式に就て」なる論文中で述べてゐる。これ等に對して、安藤正次氏は史學雜誌第三十五編第九號所載「古事記偽書説について」なる論文、木村春太郎氏は同誌第十二號所載「古事記の實質と撰録の事情」なる論文に於て、また倉野憲司氏は「上中古文學論攷」所收「古事記偽書説の排撃」なる論文に於て、これ等を駁撃してゐるのである。

2 井乃香樹著「神武天皇紀」第二、記紀

3 徳富蘇峰氏「神武天皇紀に就て」(東京日々新聞三月七日附夕刊所載)

4 津田左右吉博士著「神代史の新研究」

5 木村春太郎氏「古事記の實質と撰録の事情」(史學雜誌第三十五編第十二號)

6 倉野憲司氏「上中古文學論攷、三、古事記と日本書紀」七四頁

7 木村春太郎氏前掲論文参照

8 日本書紀が元來日本紀と稱せしものなるべきことは、續日本紀養老四年の條に、「一品舍人親王奉_レ勅修_二日本紀_一」と明記せらるゝばかりでなく、またこの書の内容體裁が支那の正史の帝紀と同様なる事實より見ても、明かであらう。而も、支那の正史が漢書・隋書・唐書など稱せられる事實により、日本書本紀の意味に於て、何時の頃からか、日本書紀とも呼ぶこととなり、今日に至つたものであらう。その始めて「日本書紀」なる題號の見えるのは、恐らく弘仁十年の奥書を有する弘仁私記序ではあるまいか。

9 著者「日本書紀と支那思想」(國學院雜誌第四十六卷第二號)

10 著者前掲論文参照